ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制(旧:情報通信機器等の活用等の体制)の届出について早見表【港区R6.4.1~】

1/3-2	【旧・算定区分】 情報通信機器等の活用等の体 制 ※令和6年3月まで	【新・算定区分】 ケアプランデータ連携システムの活用及 び事務職員の配置の体制 ※令和6年4月から	届出	提出書類
1	あり (居宅介護支援費Ⅱ)	あり (居宅介護支援費Ⅱ)	必要	□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) □介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1) □ケアプランデータ連携システムを活用していることが分かる書類 □従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※事務職員を配置していることが分かるよう記載
2		なし (居宅介護支援費 I)	必要	□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) □介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)
3	なし ・ (居宅介護支援費 I)	あり (居宅介護支援費Ⅱ)	必要	□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) □介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1) □ケアプランデータ連携システムを活用していることが分かる書類 □従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※事務職員を配置していることが分かるよう記載
4		なし (居宅介護支援費 I)	不要	